

ID: 3057

担当部署: 経済部 農務課 畜産係

処分の概要	許可の取消し又は施設の使用の制限若しくは禁止の命令		
法令名 根拠条項	化製場等に関する法律 第9条第5項において準用する第7条		
法令番号	昭和23年法律第140号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第5項において準用する第7条の規定による。</p> <p>第7条 都道府県知事は、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者が、前条の規定による命令に違反したときは、第3条第1項の許可を取り消し、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日